

令和7・8年度入札参加資格審査（県外建設業者） よくあるお問い合わせ

令和6年12月13日一部改訂

【電子申請・郵送共通】

	Q	A
1	<p>契約等を営業所に委任する場合における委任状の委任期間について、定期受付の場合は原則令和7年6月1日から令和9年5月31日まで。追加受付の場合は原則令和8年6月1日から令和9年5月31日までとなっているが間違いないか。</p>	<p>間違いありません。 ※資格の認定期間が、定期受付は令和7年6月1日から令和9年5月31日まで、追加受付は令和8年6月1日から令和9年5月31日までとなっておりますので、それに合わせています。</p>
2	<p>主たる営業所の所在地について、登記上の所在地と事実上の所在地があるが、どちらを書けばよいか。</p>	<p>建設業許可申請書に記載のとおりに記載してください。 ※建設業許可申請書（様式第一号）の項番11「主たる営業所の所在地」 ※入札参加資格審査申請においては、都道府県名からすべて記載してください。</p>
3	<p>消費税及び地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響で納税の猶予を受けているがどうすればよいか。 ※特例猶予終了のため項目削除</p>	<p>納税の猶予許可通知書の写しを提出してください。 ※「該当条項」に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による猶予であることが記載されており、かつ審査基準日時点で猶予期間が満了していないものに限りです。</p>
4	<p>資本・人的関係のある関連業者について、すべて書かなければならないのか。</p>	<p>和歌山県の建設工事の入札参加資格を有する者（申請中の者を含む）のみ記載してください。 ※和歌山県内に主たる営業所を有する者は、「県内建設業者」として入札参加資格を取得している場合があり、その場合も記載が必要です。</p>
5	<p>追加で提出が必要な書類があるが（更新後のISO認証登録証明書等）、どこに提出すればよいか。</p>	<p>下記のいずれかの方法により提出してください。なお、提出の際は「受付番号」「商号又は名称」「建設業許可番号」が分かるようにしてください。 ・メール：e0811004@pref.wakayama.lg.jp ・FAX：073-428-1810 ・郵送：〒649-8585（住所記入不要） 「和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 建設業班あて」</p>

6	業種追加等により、許可年月日が複数ある場合は、どれを書けばよいか。	審査基準日時点で有効な許可年月日のうち、最も古いものを記入してください。 (例：許可年月日が R2年12月1日のものと、 R1年8月1日のものがある場合、記入するのは R1年8月1日の方です)
7	許可年月日とは何のことか	建設業許可の有効期間の最初の日です。 例：「許可の有効期間 R2年4月1日からR7年3月31日まで」と通知書等にある場合、許可年月日は、R2年4月1日です。

【電子申請の場合】

	Q	A
1	電子申請で申請する場合、様式等は添付することになるのか。	様式第1号～4号について、添付する必要はありません。様式第1号～4号の内容については、電子申請の手続上で入力が可能です。
2	委任状を郵送する場合に返信用封筒の同封は必要か。 ※令和3年12月押印廃止により郵送不要のため項目削除	電子申請の場合は返信用封筒の同封は必要ありません。申請書一式を郵送する場合（電子申請を行わずに申請する場合）は、委任状の有無にかかわらず返信用封筒を同封してください。
3	電子申請を考えているが、押印が必要な書類は委任状のみか。 ※令和3年12月押印廃止により郵送不要のため項目削除	押印が必要な書類は委任状のみです。
4	添付資料について、いつ添付するのか。	電子申請入力フォームにおいて、様式第1号～第4号該当の項目について回答した後、書類を添付するためのページに進むことができます。 スキャナーやデジカメ等を使用して電子データにしたものを添付してください。 また、情報が読み取れるか（文字が潰れていないか）確認してから添付してください。
5	添付資料のファイル形式は何でも良いのか。	どのようなファイルでも添付することはできますが、確認できないファイル形式の場合、再度提出を依頼することもあります。な

		<p>お、画像ファイルであれば、bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff 形式等が添付可能となっております。ただし、「(様式第5号) 資本・人的関係のある関連業者届出調書」及び「(添付書類) 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」については様式を配布しておりますので、もとのファイル形式で添付してください。</p> <p>※事務効率化のため、できる限り PDF 形式での提出にご協力ください。</p> <p>※添付したファイルについて、判読可能かご確認の上添付していただくようお願いいたします。</p>
6	<p>委任状はどのタイミングで送付すればよいか。</p> <p>※令和3年12月押印廃止により郵送不要のため項目削除</p>	<p>電子申請を行った後、速やかに送付をお願いします。審査の完了を待つ必要はありません。</p>
7	<p>氏名の一部に外字があり、電子申請フォームに入力を行うと、「■」と表示されるがよいのか。</p>	<p>必須としている添付書類（以下の3点）の中で、外字部分の正しい表記が確認できる場合は、そのまま申請していただいて構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し ・総合評定値通知書の写し ・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し <p>外字部分が確認できる書類が無い場合は、技術調査課までご相談ください（TEL:073-441-3070）。</p>
8	<p>ファイルを複数個添付しようとしたが、1つしか添付できない。</p>	<p>複数のファイルを1つにまとめて、添付してください。</p>

【郵送の場合】

	Q	A
1	<p>郵送の場合、「書留」以外の「レターパック」等でもよいのか。</p>	<p>手引き等で御案内しているとおり「書留」による郵送でお願いします。</p>

2	様式5（資本・人的関係のある関連届出調書）の表題部は「新規」「変更」のいずれに○をつけるのか。	全て「新規」に該当します。入札参加資格認定後に変更が生じた場合、「変更」に○を付けて届け出てください。
3	様式5（資本・人的関係のある関連届出調書）に記載する関連会社が多数で、1枚に入りきれない場合はどのようにしたらよいのか。	行を追加していただいても結構ですが、該当のない行の削除はしないでください。 また、複数枚にわたって記載していただいても結構です。
4	主たる営業所以外を契約する場合又は和歌山県内に営業所を有する場合は、直近の営業所一覧を添付することになっているが、それはどのようなものか。	建設業許可申請書や変更届に添付している「別紙二（1）営業所一覧表（新規許可等）」又は「別紙二（2）営業所一覧表（更新）」のうち、直近のものを提出してください。